

特典商品

子育て家庭優待事業に協賛

子育て支援積金

さらに

当金庫で児童手当を受給されているご家庭には



店頭表示
金利

十年0.1%

十年0.1%



明日は、キミの笑顔の中に。
子育て応援宣言。

はぐみん カード

子育て家庭優待事業
東海3県の協賛店舗で使えます。
毎月19日は子育て応援の日(はぐみんデー)



はぐみん

※すべての子どもたちにやさしさを※

なごや未来っ子応援制度
子育て家庭優待カード

ぴよか



全国共通



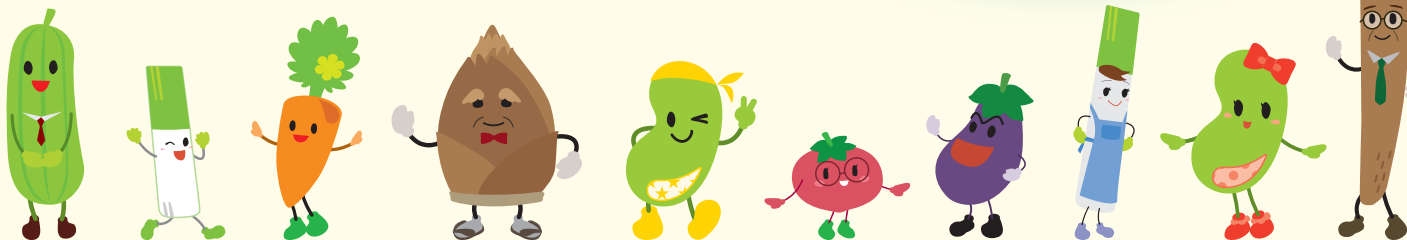
有効期限 / 平成32(2020)年3月31日
東海3県の協賛店や全国共通ロゴマークのある協賛店で使えます。

有効期限 平成 年 月 日まで
※ただし、有効期限前に一番下のお子さんが満18歳になった場合は、最初に迎える3月31日で期限が切れます。

ぎふっこカード

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業

18歳未満の子供を持つ家庭(妊婦の方を含みます)で、「はぐみんカード」または「ぴよかカード」「ぎふっこカード」の提示ができる方



尾西信用金庫
<http://www.bi-shin.co.jp/>

くわしくは

0120-102-305

平日9:00~17:30(無料) またはお近くの **びしん** の窓口へ



子育て支援積金商品概要



本商品は、愛知県、岐阜県の子育て家庭優待事業に当金庫が協賛し、特典として提供する商品です。

商品の種類	定期積金
掛込金額	毎月の掛金 10,000円以上 20,000円以下
契約期間	3年(36回)・4年(48回)・5年(60回)
販売対象者	18歳未満の子供を持つ家庭(妊婦の方を含みます)で、「はぐみんカード」「ぴよかカード」「ぎふっこカード」の提示ができる方
適用利率	預入時の店頭表示金利 十年0.1% さらに当金庫で児童手当を受給されているご家庭には 十年0.1% ※この定期積金を中途解約された場合は、解約時における普通預金利率が適用されます。満期日以降は、解約日における普通預金利率で計算した利息をお支払いします。 ※復興財源確保法の施行に伴い、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日にお近くの店舗またはコンプライアンス統括部(9時~17時30分、電話:0120-102-305)にお申出ください。 紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お申出先または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。
その他	・両親又はお子様名義での取扱いとし、1人1口座のみとさせていただきます。 ・預金保険の対象



尾西信用金庫

平成30年4月1日現在